

独立行政法人国立病院機構大阪刀根山医療センター
虐待防止のための指針

(独立行政法人国立病院機構大阪刀根山医療センターにおける虐待防止に関する基本的な考え方)

第1条 虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「児童虐待の防止等に関する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の理念に基づき、患者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

- ① 身体的虐待：患者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく患者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：患者にわいせつな行為をすること又は患者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：患者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の患者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：患者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の患者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の患者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：患者の財産を不当に処分すること、その他患者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止委員会その他院内の組織に関する事項)

第2条 虐待発生防止に努める観点から、虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。詳細については、虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会規程に別途定める。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第3条 虐待防止のための研修は、原則年1回および、新規採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。また、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

(院内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針)

第4条 職員等が、患者への虐待を発見した場合、虐待防止受付窓口（医事班長）もしくは虐待防止責任者（特命副院長）、更には、行政機関の担当窓口へ報告する。

- 2 虐待防止受付窓口（医事班長）は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認する。
- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業

規則等にのっとり必要な措置を講ずる。

4 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、行政機関の等、外部機関に相談する。

5 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

6 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を行政機関に報告する。

(虐待発生時の対応に関する基本方針)

第5条 虐待等が発生した場合には、速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 本指針は、患者や家族等が自由に閲覧できるように、院内に常設する。

(その他虐待防止の推進のために必要な基本方針)

第7条 毎年行われる研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、患者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則

本指針は、令和 5年 4月 1日より施行する